

学校経営のポイント

児童・生徒の“自衛能力の育成”を図る

若井 彌一

大阪教育大学附属池田小学校の悲惨な事件を契機として、全国的に学校の安全管理のあり方についての見直しが行われ、また、一定の時間帯に限ってとはいえ、警備員をつけるとか、警報（危険発生通報）ベルを教室に設置するとか、とにかく「とりあえずやれることは何か」という緊迫感に裏打ちされた「あの手、この手」が実施に移され出している。

関係者の誠意ある取組みに敬意を表するとともに、今後の継続的な学校安全管理の充実努力に期待したい。

広まった“学校の安全管理”の見直し

文部科学省としても、日本の小・中・高等学校等（幼稚園や盲・聾・養護学校もむろん含む）の安全管理の現状把握をできるだけ速やかに実施し、文部科学省として予算措置すべきと思われるものについては、早急に手を打っていただきたい。ことは緊急性を必要とする。

これまで各学校では、学校保健法第3条「学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない」という規定の趣旨をふまえ、それぞれに学校環境の安全確保に努めてきたと思われるが、これまでは学校環境の安全は、施設・設備すなわち物的条件に限定されて、その対策が講じられてきたというのが大方の実態であろう。

事実、それで特別の支障や被害が生ずることがなかった。

ところが、今回の池田小学校事件では、施設・設備という物的条件によってではなく、人的条件

に起因する甚大な被害が発生してしまった。そして、人的条件に起因する重大な事故を防ぐという観点からすると、日本の学校の多くは全く無防備に近い状態であることが、改めて浮き彫りになった。

そこで、前述のごとく、学校安全管理の見直しがなされているのである。

子どもに“自衛の自覚と思考”を促す

しかし、この際、児童・生徒の自衛の自覚を促し、どのようにすれば自分を守れるのかを考えさせ、できることから実行させるといった取り組みの必要性が高いことも強調しておかなくてはならない。

「自衛」といっても、幼少の段階でできることは限られているのであるが、幼い生命であっても、自分の身を自分で守ることの自覚をもたせ、できることは何かを考えさせ、実行させることは、適切な「自己責任」の感覚をもった将来の成人を育成する点で積極的な意義を有する。

児童・生徒の自衛の自覚を促すことなしに、学校環境の安全を物的条件はもちろんのこと、人的条件をも含めて整えてやるだけでは、安全は大人によって確保されて当然という誤った「他者責任」への依存傾向を生み出すことにもなりかねない。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

問われている学校の危機管理体制！ “危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

- 『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円
- 『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円
- 『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

本紙はホームページでも閲覧できます

7月の新刊案内 大好評発売中！ 今国会成立の教育改革法案の理解にも最適。 教育開発研究所刊
管理職選考で出題頻度の高いキーワードを最新の改正法令、改革答申をもとにわかりやすく解説！〔菱村幸彦編〕

よくわかる最新管理職選考教育法規キーワード

A5220頁・定価2,310円

研修誌・図書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）